業務委託契約書

１　委託業務の名称

２　履　行　場　所

３　履　行　期　間　　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

４　委 　 託 　 料　　　　　　　　　　　　　￥　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　　　　　　　　　　円）

５　契 約 保 証 金

６　特約事項

上記の委託業務について西米良村（以下「発注者」という。） と　　　（以下「受注者」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、本委託契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　発 注 者　　　西米良村大字村所１５番地

　　　　　　　　　　　　　　西米良村長　　黒木　定藏

　　　　　　　受 注 者　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代　表　者

（総則）

第１条　発注者と受注者とは、この約款に基づき、契約書に定めるもののほか、仕様書（設計書、仕様書、図面、指示書その他の関係書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　受注者は委託業務（以下「業務」という。）を履行期間内に完了し、発注者は業務に係る委託料を支払うものとする。

３　発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。受注者がこの契約の履行を完了した（この契約を解除した場合を含む。）後も同様とする。

　（権利義務の譲渡等の禁止）

第２条　受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

　（一括再委託等の禁止）

第３条　受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承認を得なければならない。

（監督員）

第４条　発注者は、受注者の行う業務について監督又は指示を行う監督員を選任し、その氏名を受注者に通知する。その者を変更したときも、同様とする。

　（業務責任者）

第５条　受注者は、この契約の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

（履行状況等の報告）

第６条　受注者は、仕様書の定めるところにより、この契約の履行状況等について発注者に報告しなければならない。

　（仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第７条　受注者は、業務の内容が仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

　（契約履行の一時中止）

第８条　発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、この契約の履行の全部又は一部を一時中止することができる。

２　前項の規定により、業務委託料の変更が必要な場合は、次条の規定を準用する。

（契約の変更）

第９条　発注者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受注者に通知して仕様書を変更することができる。

２　前項の場合において、履行期間、業務委託料及び負担金額、その他この契約に定める条件を変更する必要がある場合には、発注者と受注者とが協議して定める。

３　発注者は、前２項の規定によりこの契約を変更したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

　（損害賠償）

第10条　受注者は、この契約の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害に与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合は、この限りでない。

　（業務委託料の支払）

第11条　受注者は、業務を完了したときは、第６条の定めるところにより発注者に報告し、発注者による履行状況等の確認を受けたときは、業務委託料の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に業務委託料を支払うものとする。

　（第三者による代理受領）

第12条　受注者は、発注者の書面による承認を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をするものとする。

（契約不適合責任）

第13条　発注者は、業務の履行内容が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、契約不適合部分の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

　⑴　履行の追完が不能であるとき。

　⑵　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

　⑶　業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

　⑷　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第14条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第16条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第15条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑴　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

⑵　履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

⑶　正当な理由なく、第13条第１項の履行の追完がなされないとき。

⑷　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

　（発注者の催告によらない解除権）

第16条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

　⑴　第２条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

　⑵　この契約の業務を完了することができないことが明らかであるとき。

　⑶　受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

　⑷　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

　⑸　契約の業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

　⑹　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

　⑺　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という｡）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ｡）又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ｡）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

　⑻　第18条又は第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

　⑼　受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

　　ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する営業所の代表者、受注者が団体である場合にはその代表者又は理事をいう。以下この号において同じ｡）が暴力団員であると認められるとき。

　　イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　ウ　役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。

　　エ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

　　オ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　　カ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　キ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

　　ク　受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く｡）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条　第15条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第18条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第19条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第８条及び第９条の規定により仕様書を変更したため、業務委託料が３分の２以上減少したとき。

⑵　第８条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の５（履行期間の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条　第18条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前２条の規定による契約の解除をすることができない。

　（解除の効果）

第21条　契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が業務の完了前に解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

３　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第22条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

　⑴　履行期間内に業務を完了することができないとき。

　⑵　この契約の業務の履行内容に契約不適合があるとき。

　⑶　第15条又は第16条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

　⑷　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

　⑴ 第15条又は第16条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

　⑵　業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　第１項各号又は第２項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

４　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項本文に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（この場合における年当たりの利率は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの利率とする。以下「財務大臣決定率」という。）で計算した額とする。

５　第２項の場合（第16条第７号及び第９号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第23条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

　⑴　第18条又は第19条の規定により契約が解除されたとき。

　⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第11条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

　（賠償金等の徴収）

第24条　受注者がこの契約に基づく損害金、賠償金又は違約金を発注者の指定する期間までに支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで財務大臣決定率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣決定率で計算した額の延滞金を徴収する。

　（費用の負担）

第25条　契約の締結に要する費用及び現品の納入に要する費用は、受注者の負担とする。

　（補則）

第26条　この約款に定めのない事項については西米良村財務規則（平成10年規則第４号））に定めるところによるものとし、約款及び規則に定めのない事項については必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（令和２年４月１日改正）